

《 認定結果が見込みと異なった場合 》

要支援見込みで認定結果が要介護だった場合	● 包括は、居宅に情報提供及び暫定ケアプラン(開始時に同意を得た原本)の提供を行い、暫定ケアプランのモニタリングを行う。 ● 居宅は、認定結果日から10営業日以内に、居宅サービス計画作成依頼届出書を提出する。なお、変更年月日は、認定期間の開始日に遡って記入することができる。 ● 居宅は、居宅サービス計画作成依頼届出書の変更年月日の月以降の給付管理を行い、居宅介護支援費を請求する。 ● 居宅は、速やかに介護プランを作成し、サービス担当者会議を実施後、説明のうえ同意を得る。 (その際に、予防の暫定ケアプランを本プランに修正する必要があるため、包括から提供された予防プランの介護度や作成者、認定期間等を修正、加筆し、同意を得る。) (プランの遡りはせず、包括が作成した暫定ケアプランの期間内に作成する。) ※包括は、要介護の本プランに関するサービス担当者会議に参加する必要はありませんが、必ず引き継ぎ等情報提供をおこなってください。
要介護見込みで認定結果が要支援だった場合	● 居宅は、包括に情報提供及び暫定ケアプラン(開始時に同意を得た原本)の提供を行い、暫定ケアプランのモニタリングを行う。 ● 包括は、認定結果日から10営業日以内に、介護予防サービス計画作成依頼届出書を提出する。なお、変更年月日は、認定期間の開始日に遡って記入することができる。 ● 包括は、介護予防サービス計画作成依頼届出書の変更年月日の月以降の給付管理を行い、支援費を請求する。

	● 包括が担当する場合は、速やかに予防プランを作成し、サービス担当者会議を実施後、説明のうえ同意を得る。 （その際に、介護の暫定ケアプランを本プランに修正する必要があるため、居宅から提供された介護プランの介護度や作成者、認定期間等を修正、加筆し、同意を得る。） （プランの遡りはせず、居宅が作成した暫定ケアプランの期間内に作成する。） ※<u>居宅が予防の委託を受けて継続して担当する場合に限っては、居宅が引続きのプランを作成し、委託元の包括が介護予防サービス計画作成依頼届出書の変更年月日の月以降の給付管理を行い、支援費を請求する。</u> ※<u>介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が継続して担当する場合に限っては、引続きのプランを作成し、介護予防サービス計画作成依頼届出書の変更年月日の月以降の給付管理を行い、支援費を請求する。</u> ※居宅は、包括が予防本プランを作成した場合のサービス担当者会議に参加する必要はありませんが、必ず引き継ぎ等情報提供をおこなってください。
--	---

《要支援見込みで認定結果が要介護だった場合のサービスの置換について》

暫定ケアプランに位置付けているサービス	置換するサービス
介護予防訪問型サービス	訪問介護 （身体介護又は生活援助）
自立支援訪問型サービス	置換不可
生活リハビリ通所型サービス	（地域密着型）通所介護
ハツラツ通所型サービス	（地域密着型）通所介護

※置換するためには、当該サービス事業所が介護給付サービスの指定を受けている必要があります。

《要介護見込みで認定結果が要支援だった場合のサービスの置換について》

暫定ケアプランに位置付けているサービス	置換するサービス
訪問介護	介護予防訪問型サービス 自立支援訪問型サービス
(地域密着型) 通所介護	生活リハビリ通所型サービス ハツラツ通所型サービス

※置換するためには、当該サービス事業所が総合事業サービスの指定を受けている必要があります。

○置換できるサービスがない場合

暫定ケアプランを「自己作成」したものとみなし、当組合から国民健康保険団体連合会に給付管理票を提出します。そのため、次の書類を当組合へ提出してください。

【提出書類】

- ・給付管理票、サービス提供票、提供票別表